

## 札幌市屋外広告物条例施行規則（抜粋）

### （管理者の資格）

第 17 条 条例第 14 条第 2 項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 10 条第 2 項第 3 号イに該当する者
  - (2) 条例第 23 条第 1 項の講習会の課程を修了した者又は北海道若しくは北海道内に存する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市が行う屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号ロの講習会の課程を修了した者（以下これらの者を「講習会修了者」という。）で、かつ、次のいずれかに該当する者
    - ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する 1 級建築士又は 2 級建築士
    - イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 3 条第 3 項に規定する特種電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る。）
    - ウ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者
    - エ その他必要な知識及び技術を有する者と市長が認める者
  - (3) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項に規定する技能検定のうち、広告美術仕上げの 1 級に係るものに合格した者
- 2 条例第 14 条第 2 項の規則で定める法人は、講習会修了者が在職し、かつ、前項第 2 号アからウまでのいずれかに該当する者が在職する法人とする。

### 屋外広告物に係る取扱基準（抜粋）

- 7 その他必要な知識及び技術を有する者と市長が認める者の取扱  
規則第 17 条第 1 項第 2 号エに規定する「その他必要な知識及び技術を有する者と市長が認める者」について「屋外広告業の事業者団体が、内閣府の公益認定を受けて実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者等」とする。